

文京区告示第 111 号

文京区安全・安心まちづくり条例（平成16年12月文京区条例第33号）第17条に規定する安全・安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（以下「推進地区」という。）の指定期間を更新したので、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成17年3月文京区規則第45号）第8条の2第3項の規定により告示する。

1 推進地区の名称

神明上町会地区

2 推進地区の範囲

本駒込三丁目23番（1～10号）、24番（1～12号）、25～28番、29番（5～13号）、30番（1号、7～11号）、32～40番、41番（1～5号）、四丁目1～3番、12番、13番、15番（1号・2号・11号）、16番（3号・13号）、五丁目9番、25番、26番

3 指定期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

4 指定内容

防犯対策を推進する地区

令和8年6月24日

文京区長 成澤 廣 修

